

平生町
第10期分別収集計画

令和4年7月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、再生可能な資源の有効利用を図る循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することにより、焼却処分量及び最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明確にするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が協働して取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりとする。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルの推進
- (2) すべての関係者が協働した取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装、発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	136 t	133 t	131 t	128 t	125 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担しながら、協働への取り組みを図る。

(1) リサイクル意識の向上

町広報誌等を使用した定期的な情報発信や、県の環境アドバイザーまたは町の出前講座などを活用し、町民のリサイクルに関する関心を高め、普段の生活の中でリサイクル意識が定着するよう努めるとともに、併せて容器包装廃棄物の減量化を促すため、ごみ処理施設の社会見学などを通じてごみ排出量の傾向や処理費用などのさまざまな情報を提供しながら、リサイクル意識の普及啓発を図る。

(2) マイバック持参運動

マイバック持参運動については、事業者、消費者団体、県並びに市町で構成する山口県容器包装廃棄物削減推進協議会の取り組みを中心として、普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、ごみの減量化や石油資源の消費抑制、地球温暖化防止を図る。

(3) 環境への負荷軽減

近年、海洋プラスチックごみが国際問題となるなど、プラスチックごみの適正な処理が求められている。このことから、不必要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出を抑制し、あわせて地域の環境美化を図るため、地域で行われるゴミ拾いや海岸清掃などの取り組みを支援するとともに、マイボトルや詰め替え商品の利用について消費者への呼びかけを行うなど、環境への負荷軽減を図る。

(4) 地域リーダーの育成

地域におけるごみ減量や分別などの活動のリーダー役として、平生町快適環境づくり推進協議会や各地区のコミュニティ協議会などとも協議をしながら、地域リーダーの育成に努める。

(5) 資源ごみ集団回収への支援

コミュニティ協議会や環境分野のボランティア団体などが取り組む資源ごみの集団回収については、町民相互の連携により、分別収集されていない資源ごみの再資源化やごみの減量化につながるとともに、町民がリサイクル活動に主体となって取り組むことで、更なるリサイクル意識の浸透化が図られることから、今後これらの団体に対する支援を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

現行の分別収集状況、最終処分場の残余容量及び廃棄物処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、町及び熊南総合事務組合が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶・金属
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン
主として段ボール製の容器		古紙・古着（段ボール）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		古紙・古着（雑誌）
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの （菓子箱等の紙箱）		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主として、プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色トレイ
		ペットボトルキャップ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

種類	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	13 t		13 t		13 t		13 t		12 t	
主としてアルミ製の容器	11 t		11 t		11 t		10 t		10 t	
無色のガラス製容器	(合計) 23 t		(合計) 23 t		(合計) 22 t		(合計) 22 t		(合計) 22 t	
	(引渡) 23 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 23 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 22 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 22 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 22 t	(独自処理) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 36 t		(合計) 35 t		(合計) 34 t		(合計) 34 t		(合計) 33 t	
	(引渡) 36 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 35 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 34 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 34 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 33 t	(独自処理) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 12 t		(合計) 11 t							
	(引渡) 12 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 11 t	(独自処理) 0 t						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0.1 t									
主として段ボール製の容器	29 t		28 t		28 t		27 t		27 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.1 t									
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0.1 t								
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 11 t		(合計) 11 t		(合計) 11 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t	
	(引渡) 11 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 11 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 11 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 10 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 10 t	(独自処理) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.2 t									
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0.2 t								
（うち白色トレイ）	(合計) 0.1 t									
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0.1 t								

（注）0.1t未満については、小数点第2位を切り上げ。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近年度の分別基準適合物等の引渡実績（1人当りの量）×推計人口により算定した。
 なお、推計人口については、次のとおり設定した。

年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
推計人口	11,102人	10,893人	10,681人	10,472人	10,259人

(コーホート変化率法による推計)

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して次のとおり実施する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶・金属	委託による定期収集	組合 民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	委託による定期収集	
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	段ボール	古紙・古着 (段ボール)	委託による定期収集	
	飲料用紙製容器 その他の紙製容器包装	古紙・古着 (雑誌)		各家庭・事業所からの直接 持込み 集団回収による収集
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による公共施設拠点回収	町 民間業者
	その他のプラスチック 製容器包装	白色トレイ ペットボトル キャップ		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現有施設を最大限活用するものとする。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理
スチール製容器 アルミ製容器	缶・金属	指定袋	2 t ダンプ車	資源活用センター
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン			
段ボール	古紙・古着 (段ボール)	縛る		
飲料用紙製容器 その他の紙製容器包装	古紙・古着 (雑誌)			
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	2 t パッカー車	
その他のプラスチック製 容器包装	白色トレイ	回収ボッ クス	軽トラック等	町役場
	ペットボトル キャップ			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 町広報紙による啓発や町の出前講座などの実施、「ごみ出しマニュアル」の配布、「ごみ収集カレンダー」への記載などにより、分別体制の周知徹底に努める。
- (2) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認及び記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

容器包装廃棄物フロー

